

平成26年1月17日

会 員 各 位 様

社団法人 長崎県火薬保安協会

打揚式動物用駆逐用煙火「駆除雷」等
の取扱い注意喚起について（お願い）

標記については、1月8日付で県より下記のとおり周知依頼がありましたので、関係者におかれましては事故の未然防止にご協力下さるようお願いいたします。

25消保第 352 号

平成26年1月8日

社団法人長崎県火薬保安協会長 様

長崎県消防保安室長

（公印省略）

打揚式動物用駆逐用煙火「駆除雷」（輸入販売者：（株）ライズ）
等の取扱いに係る注意喚起について（周知依頼）

平成25年12月26日付け20131224 商局第3号で経済産業省大臣
官房商務流通保安審議官より別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても災害発生の防止に努めるよう御協力
をお願いします。また、関係者に対し駆逐用煙火の取扱いについて十分注
意していただくよう周知のほどよろしくお願いします。

担当：消防保安室

保安班 植野・立木

TEL：095-895-2147

打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」(輸入販売者：(株)ライズ)等の取扱い
に係る注意喚起について(周知依頼)

鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火であって株式会社ライズが輸入販売した打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年11月及び12月に2件発生しています。

当該煙火は、原則地上に固定するなどして使用し、手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを使用するなど慎重に取り扱う必要があります。

このため、当省では、今回事故のあった(株)ライズの「駆除雷」に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火についても災害発生の防止に万全を期するため、(株)ライズ及び他の打揚式動物駆逐用煙火の輸入販売事業者に対し、下記の点等について、これら煙火の販売先に周知するよう求めるとともに、農林水産省、環境省、公益社団法人日本煙火協会及び一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会に対しても関係者への周知を依頼しました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、下記についての周知徹底をお願いいたします。

記

1. 「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年11月と12月に2件発生していること。

【平成25年11月13日】

岡山県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用保護ホルダー(プラスチック製)に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。(1名が軽傷)

【平成25年12月15日】

山口県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。(1名が重傷)

2. 「駆除雷」は、原則、地上に固定するなどして使用すること。
3. 「駆除雷」を手に持って使用する場合は、ステンレス製の専用の手持ち用ホルダーを用いること。
4. 当該煙火に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火の使用については、取扱説明書に記載されている使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、火薬類の安全な取扱いを心掛けること。